



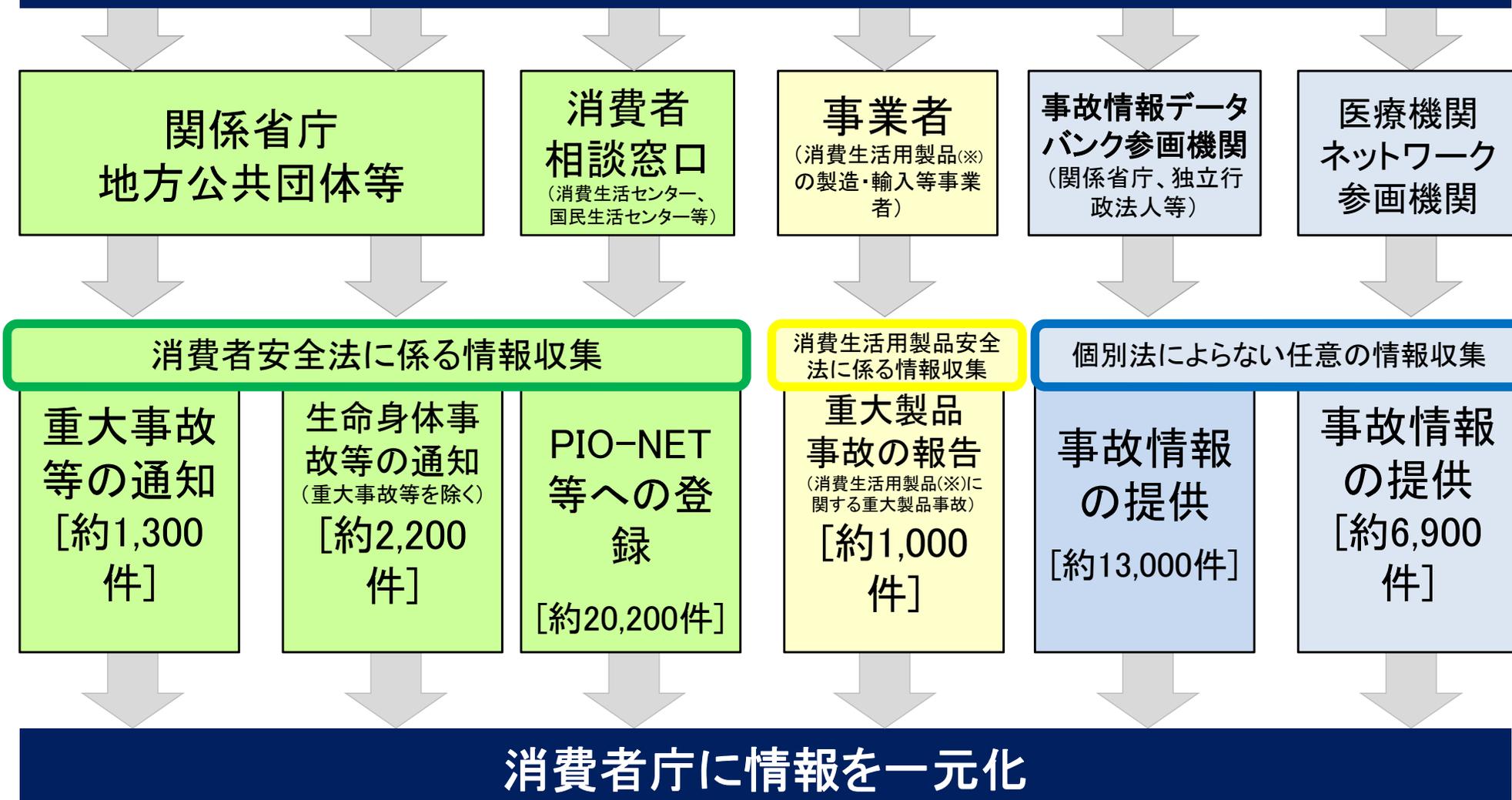
自動車分野の事故情報について

消費者庁 消費者安全課

平成26年12月16日

消費者庁における事故情報の一元的な収集

消費者の生命・身体に係る事故発生



消費者庁に情報を一元化

事故情報データベースで公表

(※)消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、食品・医薬品・乗用車等を除く製品。
備考：件数は平成25年度のもの

自動車に関する事故情報の収集状況

- 消費者庁では、自動車に関する事故情報(純粹な交通事故を除く)を収集している。
- 収集した情報は、「事故情報データバンク」で公表するとともに、適宜、国土交通省等と情報共有を図っている。
- 平成21年9月の消費者庁の発足以降の約5年間で、約2万件の自動車等に関する事故情報が集約されている。

| 情報提供元 | 事故情報の種類 | 事故情報の件数(※) |
|-------|----------------------------|------------|
| 国土交通省 | 事業者からの報告 消費者からの申出 | 約1万4千件 |
| 消防 | 火災事案 | 約2千件 |
| その他 | 消費者から消費生活センター等 への相談情報 等 | 約5千件 |

(※)いずれも、事故情報データバンクに掲載した事故情報及び危険情報の件数。例えば国土交通省から提供される不具合情報のうち、製品の品質に関する情報(塗装がはがれやすい等)は除外している。

タカタ製エアバックに関するこれまでの対応

- タカタ製エアバッグに関する国交省把握の4件は、いずれも衝突事故に伴う火災事案。うち3件の概要は、以下のとおり。※いずれもエアバックによる人的被害の情報はない。
 - ・消費者安全法に基づき、消防から消費者庁に「重大事故等」として通知
 - ・当庁から国土交通省にも直ちに情報共有を行った
 - ・消費者庁は、消防からの通知内容をもとに、いずれも「自動車の火災事故・事故の原因不明」として、消費者安全法に基づいて公表
 - ・事故情報データベースにおいても、同様の事故情報を公表

(参考)消費者庁による消費者安全法の重大事故等に係る公表日

平成23年11月10日

平成25年 6月 6日

平成26年 2月20日

- 国土交通省において公表されたリコール届出情報については、緊密に情報共有を図り、消費者庁リコール情報サイトでも同内容を掲載し、消費者に周知。
本年11月以降は、同サイトの「重要なお知らせ」に位置づけるとともに、消費者庁ツイッター、リコール情報メール配信サービス等を通じ消費者に周知。
- 消費者庁としては今後とも、事故情報を収集し(消費者安全法に基づく通知の徹底等)、関連する事故情報を注視しながら、リコール情報の周知に努める。